

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	45 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	32 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年6月まで

私の母親から、「将来のために国民年金に入っていた方がいい。」と勧められ、家計をやりくりすれば、何とか保険料を払えるだろうと思い、A市B支所で加入手続きを行い、その支所で保険料を毎月納付していた。その後、やはり生活は厳しく、子の養育費もかさみ、半年で納付できなくなったが、申立期間については、唯一、私が国民年金保険料を払った期間である。未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から国民年金への加入を勧められたことを端緒に、国民年金の加入手続きを行うと同時に保険料の納付を開始したと主張しているところ、申立人に係る国民年金被保険者原票及び申立人の所持している年金手帳によると、申立人は、昭和54年1月に国民年金に任意加入したことが確認できる上、申立期間は加入手続きを行った直後の6か月間であり、申立人は任意加入手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立期間当時、A市では、市役所や支所などの同市の施設で自主納付により保険料を納付していたとしており、申立内容と一致する。

さらに、申立人に国民年金への加入を勧めた申立人の父母は、制度発足時から加入し、保険料を納付しており、国民年金に対する理解の深さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から41年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで
③ 昭和50年4月から同年12月まで

A市B区に転居後、時期ははっきりしないが、国民年金保険料の納付書が郵送で届くようになり、金融機関で保険料を納付していた。その後、昭和50年12月にB区役所から保険料未納分についての文書が届いたが、51年1月から会社勤めが決まっていたので、同区役所に相談に行ったところ、窓口で、「定年まで働く自信があれば厚生年金を受け取れるが、自信が無ければ国民年金を25年間掛けないと、年金を受け取れない。」と言われ、不安になったことから、未納分全額について10万円を超える額の現金で納付した。

定年になり、年金受給手続の際に国民年金の記録が8年と聞き、おかしいと思いつつ、納得しないまま過ごしてきた。平成16年11月に現住所に転居した際、整理中に一括で支払った領収書が出てきた。その時は、今さら持っただけでも仕方ないと思ひ破棄してしまったが、その後、マスコミ等で消えた年金記録が話題になり、自分の思い違いでなかったと思った。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和49年12月16日に払い出されており、前後の任意加入被保険者の資格取得日により、申立人は、強制加入の被保険者として同年10月ごろに加入手続を行ったものと推認できることから、この時点では、当該期間について過年度納付が可能な期間となる。

また、国民年金被保険者原票によると、申立人は、昭和41年4月から48年3月までの期間の保険料を第2回特例納付により50年12月に納付していることが確認でき、その時点で申立期間②の保険料が未納であれば、同時に過年度納付書が発行されているものと考えられる上、当該期間を納付しなければ、60歳までの期間の保険料を納付したとしても、年金受給権が発生しない可能性が高くなり、同受給権についての説明を窓口で受けている申立人が、当該期間の保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立期間③については、申立人が保険料を納付書で現年度納付した昭和49年度の後の期間であり、50年度についても納付書は発行されており、上記のとおり、年金受給権確保のため、昭和50年12月に保険料の未納分をさかのぼって特例納付をしている申立人が、当該期間の保険料を納付しないのは不自然である。

申立期間①については、申立人の国民年金被保険者原票には、第2回特例納付期間中の昭和50年12月に、41年4月から48年3月までの期間の保険料として7万5,600円を特例納付したことが記録されているものの、申立期間①に係る特例納付の記録は見当たらない。

また、申立人は、未納期間の保険料を昭和50年12月に一括して納付した際、1か月600円の保険料で計算され、納付金額は11万1,600円であったと具体的に主張しているが、第2回特例納付の保険料額は1か月900円と相違している上、申立てどおり、36年4月から48年3月までの期間の保険料をすべて特例納付したとすれば、12万9,600円の保険料が必要であり、申立内容と一致しない。

さらに、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの期間及び50年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月5日から30年4月1日まで

私は、年金の裁定請求の際、A社会保険事務所（当時）の職員から、「B社（現在は、C社）における厚生年金保険の加入期間については、昭和30年12月に脱退手当金が支給済みである。」と説明された。

しかし、私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳払出票は、本来、被保険者台帳記号番号毎に1枚ずつ払い出すべきところ、申立人のB社に係る同記号番号による払出票は2枚存在し、この2枚の同記号番号による払出票は、申立人と氏名及び生年月日が異なる別人にそれぞれ払い出されていることが確認できるものの、申立人の氏名及び生年月日による払出票は確認できない。

また、オンライン記録により、B社において資格喪失し、脱退手当金の支給記録が確認できる8人のうち、6人については、同社の被保険者名簿において脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できるが、申立人ともう一人の被保険者については、同名簿において脱退手当金を支給したことを示す表示が確認できない。

このように、申立人の年金記録については、脱退手当金が支給されたことを疑わせる、管理上の不備が認められる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間の前に当該期間より長い54か月間も勤務していた事業所における厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金の計算の基礎に含まれていないことが確認できることから、申立人本人が脱退手当金を請求したとは考え難い上、B社の退職日が申立人と

比較的近い女性被保険者二人は、いずれも、当時、脱退手当金の受給資格を有していたものの、脱退手当金は支給されておらず、「会社から、脱退手当金の説明を受けた記憶は無い。」としており、事業所による代理請求があった事情もうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月1日から47年1月1日まで

昭和46年8月1日から会社組織が変わり、B社からC社（後にA社に商号変更）に移籍した当初の5か月間が保険料控除をされているのに年金記録が空白となっている。平成11年に事実が明らかになり、その当時は回復不可能であったので、事業所から補償金を受け取ったが、保険料の返還は受けていないので応分の処置を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の在職期間等が確認できる書面及び申立人が所持する給与明細書により、申立人は同社に継続して勤務し（昭和46年8月1日にB社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与支給総額から、6万4,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、C社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかし、C社は法人事業所であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和47年1月1日）に資格取得した11人についても、申立人と同様にB社からの継続勤務を証明する書面が確認でき、5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適

用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和57年3月1日）及び資格取得日（57年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、57年3月から同年9月までは16万円、同年10月及び同年11月は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月1日から同年12月1日まで

私は、A社の正社員として、昭和56年8月1日から61年5月31日までの期間、主に同社が経営するB事業所で継続して勤務していた。

しかし、年金記録では、昭和57年3月1日から同年12月1日までの期間だけ、空白となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和56年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、57年3月1日に同資格を喪失後、同年12月1日に同社において再度同資格を取得しており、同年3月から同年11月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚5人は、「申立人が申立期間においてA社に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かった。」とそれぞれ供述しているところ、この5人のうち、業務内容及び勤務形態が申立人と同じ者（一人）については、オンライン記録によると、申立期間の前後を通じて厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる。

また、当時の事業主は、「申立人は、申立期間において当社に在籍していたので、申立期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していたと考えるのが自然である。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和57年3月から同年9月までは16万円とし、同年10月及び同年11月は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和57年3月から同年11月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から21年7月24日まで

私の夫は、昭和14年3月にD社（後にA社、現在は、B社）に入社し、同社のE部やF支店に転勤し、22年8月に退職するまでの間、継続して同社に勤務していた。しかしながら、F支店で一緒に勤務し、終戦後同時期に復職した元同僚には申立期間の厚生年金保険被保険者記録があるにもかかわらず、私の夫の被保険者記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録及び申立人が所持する辞令書等によると、申立人は、昭和14年3月1日に入社し、22年8月20日に退職するまでの間、継続して勤務しており、17年7月30日にD社F出張所（外地）へ転勤し、21年7月24日に復職出勤していることが確認できる上、申立期間についても給与が支給されていた記載が確認できることから、申立人は、申立期間について内地法人での雇用管理下にあったものと推認できる。

また、申立人が一緒に勤務していたとする元同僚については、B社が保管する人事記録等により、申立期間について、申立人と同時期にD社F出張所に転勤し、終戦後、日本人抑留所から引き揚げてG地に上陸するまでの間、申立人と一緒に行動し、給与も支給されていたことが確認できる上、オンライン記録によると、昭和19年10月1日から51年6月1日までの間、継続して厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、事業所は、外地に勤務していた従

業員についても厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和21年7月24日に「*」の記号番号により資格取得しているところ、元同僚は、19年6月1日に「*」の記号番号により資格取得しており、申立人よりも早く被保険者資格を取得している元同僚の記号番号が申立人よりも後の記号番号になっていることが確認できる。このことについて、日本年金機構H事務センターは、「昭和22年5月以降に健康保険厚生年金保険被保険者名簿を整理した際に厚生年金保険被保険者台帳記号番号を付番したものと思われる。」と回答している上、元同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、「S21.4.1～22.6.1名簿（焼失）」の記載が確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、社会保険出張所（当時）における記録の管理は適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められる。

なお、厚生年金保険制度は、昭和19年6月1日からの準備期間を経て、同年10月1日から厚生年金保険法として完全施行されている。

また、申立期間の標準報酬月額については、元同僚の標準報酬月額の記録から、200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和21年4月1日から22年6月5日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（21年4月1日）及び資格取得日（22年6月5日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については600円とすることが必要である。

また、申立人は、昭和26年10月1日から27年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日及びA社B支社における資格取得日に係る記録を26年12月1日に訂正し、同年10月から27年1月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から22年6月5日まで
② 昭和26年10月1日から27年2月1日まで

入社から退職まで一貫してA社のみ勤務したが、厚生年金保険の記録に二箇所の空白期間がある。調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、オンライン記録では、A社B支社において昭和20年12月1日に厚生年金保険の資格を取得し、21年4月1日に同資格を喪失後、22年6月5日に同社において再度同資格を取得しており、21年4月から22年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社B支社から提出された申立人に係る在職履歴により、申立人が同社に継続して勤務していたことが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄において、「整理番号*」「20.12.1資格取得」「等級10」の記載が確認できるところ、書換え名簿の申立人の欄には、資格取得日欄は空白、「21.4.1 20級 22.6.1 1700」及び

「21. 4. 1 資格喪失」の記載が確認できるとともに、被保険者資格を喪失した後の昭和 22 年 6 月 1 日の法改正による標準報酬月額が記録が確認できる上、当該名簿において、複数の者に、21 年 4 月 1 日の法改正に伴う標準報酬月額の記載が確認できる。

また、その後の書換え名簿において、申立人の欄には、「整理番号*」「22. 6. 1 資格取得日」「22. 6. 5 資格喪失日」「報酬 1700」の記載が確認できるところ、3 回目の書換え名簿において、「整理番号*」の記載は無く、再度「整理番号*」、報酬等級並びに適用年月日欄には、「23. 1、10 等級」「24. 1、27 等級」、資格喪失日欄には「24. 4. 1」の記載が確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（昭和 21 年 4 月 1 日）及び資格取得日（22 年 6 月 5 日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 21 年 4 月及び 22 年 6 月の記載から、600 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②については、A社B支社から提出された在職履歴及び雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 26 年 12 月 1 日にC社からA社B支社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支社から提出された資料によると、同社は昭和 21 年 1 月 1 日から 27 年 6 月 2 日までD施設が占領軍E施設として完全接収されていることが確認できるところ、申立人は、C社（24 年 4 月 1 日適用）において厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和 26 年 9 月及びA社B支社における 27 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和54年8月31日にB社に入社し、現在に至るまで継続して勤務しているが、関連会社であるA社からC社（A社の関連会社）に異動となった際の年金記録が平成4年1月31日に資格喪失し、同年2月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管する人事通知、同社から提出された申立人の給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、A社において継続して勤務し（平成4年2月1日に同社から関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成3年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を平成4年1月31日として届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和22年3月22日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 1 日から 22 年 3 月 22 日まで

A社C支店に昭和19年10月1日から21年4月1日まで勤務していたことになっているが、当時、勤務先からの要望に従い、その後も勤務していたので、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B社が保管する申立人に係る人事記録カード、同社の回答及び元同僚の証言により、申立人は、昭和15年4月4日にA社C支店に入社し、22年3月22日に退職するまでの期間において、職種や身分の変更も無く勤務していたことが確認できる。

2 A社C支店に係る厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）によると、申立人が団体郵便年金に加入していたことを事由に、厚生年金保険を適用除外されていたことを示す「郵 除外」等の記載が確認できる。

また、厚生年金保険制度が発足した昭和19年6月1日（準備期間を経て、19年10月1日から保険料徴収を開始）から22年9月1日までの期間においては、団体郵便年金と厚生年金保険において、i）団体郵便年金の掛け金の厚生年金保険への移管、ii）団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険の適用除外、iii）いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の通算という、3つの調整措置が設けられていたところ、B社によると、「A社（当時）では、厚生年金保険制度が発足した19年6月時点における国内在籍者は、団体郵便年金制度に加入させ、

社会保険事務所（当時は、保険出張所）に「資格取得届」及び「適用除外申請」を提出し、団体郵便年金適用除外制度が廃止されるまでの期間、保険料を全額会社負担で、同制度に加入させていた。」と回答している。

さらに、上記の調整措置は昭和 22 年 9 月 1 日をもって廃止され、適用除外を受けていた期間については、本人からの申請により、厚生年金保険の被保険者期間として認める取り扱いが行われたところ、日本年金機構D事務センターは、「団体郵便年金から厚生年金保険への移管に係る資料は保管していない。」と回答しているが、申立人は、オンライン記録において、19 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、団体郵便年金保険の加入期間について、厚生年金保険の加入期間として取り扱われたものと推認できる。

- 3 A社C支店に係る被保険者名簿によると、厚生年金保険の記号番号が連続しておらず、欠番が確認でき、当該欠番に係る被保険者のうち、女性被保険者の一人は、旧台帳により、申立人と同様、資格喪失日が昭和 21 年 4 月 1 日であることが確認でき、別の女性被保険者は、旧台帳には資格喪失日の記載は無いものの、オンライン記録により、資格喪失日が同日であることが確認できることなどから、当該被保険者名簿は同日以降に作成されたものと考えられる。

したがって、当該二人と異なり、被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、昭和 21 年 4 月の標準報酬等級の記載も確認できる申立人は、少なくとも同年 4 月 1 日の時点で被保険者資格を有していたものと推認でき、申立人の資格喪失日が「21 年 4 月 1 日」と記載されているのは不自然である。

- 4 また、厚生年金保険被保険者台帳受払簿によると、厚生年金保険制度が発足した昭和 19 年 6 月 1 日付けでA社の被保険者 252 人に対して連続する厚生年金保険の記号番号が払い出され、当該 252 人のうち、申立人を含む被保険者番号が連続する 10 人に係る旧台帳によると、全員が同年 6 月 1 日に同社C支店において資格取得しているが、このうち申立人以外の 4 人については資格喪失日の記載が無く、標準報酬月額等級表が改定された 21 年 4 月の標準報酬月額の記載が無い上、32 年 5 月 30 日又は同年 6 月 30 日付けの「資格不明期間について照会中」との表記が確認でき、記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがえる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳受払簿により昭和 19 年 6 月 1 日付けで記号番号が払い出されている上記の 252 人及び申立てに係る事業所の支店とは別の支店であるA社E支店に係る被保険者名簿により同日に資格取得していることが確認できる 134 人の合計 386 人のうち、オンライン記録により厚生年金保険被保険者記録を確認できる 141 人について調査したところ、申立人と同様、資格喪失日が 21 年 4 月 1 日である者が申立人を含め 11 人確認でき、そのうち 4 人は、オンライン記録における事業所名から 21 年

4月1日以降も同社で勤務していることが推認できるところ、当該4人のうち1人は、同年4月1日から22年9月1日までの期間に係る被保険者記録が確認できない。

加えて、当該141人のうち、オンライン記録において資格取得日が昭和21年4月1日である者が12人確認できるが、このうち35年9月までA社E支店において被保険者資格を有する一人は、「終戦前から同社で勤務していたのに、自身の厚生年金保険の記録が21年4月1日からとなっている理由は分からない。団体郵便年金制度については聞いたことがない。」と供述している。

これらのことから、A社に係る昭和21年4月1日の被保険者資格の取得及び喪失に係る処理において、事務処理が適切に行われなかった可能性がうかがえる。

- 5 これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、申立人は、昭和21年4月1日から22年3月22日までA社C支店で勤務し、同支店における資格喪失日は、同日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和36年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月25日から同年10月2日まで

私は、昭和35年3月21日から37年10月21日までA社に継続して勤務した。途中、工場移転のため、B工場へ異動したが、3か月ほどして通勤時間がかかるためC工場へ再び異動した。C工場へは転勤であるのに、厚生年金期間に1か月の空白があることが納得できない。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し（A社B工場（適用事業所整理番号は*）から同社C工場（適用事業所整理番号は*）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社では通常転勤は、給与締切日の毎月20日から月末にかけて異動していた。」と供述しているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、20日付けの資格喪失日が多く確認でき、同社では異動日については当月中としていたことが推認できることから、申立人の同社における異動日は、昭和36年9月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社（適用事業所番号は*）における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000

円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は既に死亡しており、当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和47年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万9,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から47年7月1日まで

私は、昭和47年6月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では46年8月11日に資格喪失している。B厚生年金基金の記録でも、加入期間は47年7月1日までとなっているので、厚生年金保険の記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金の加入員台帳、同基金から記録を引き継いだ厚生年金基金連合会(当時)が申立人に送付した年金支給義務承継通知書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B厚生年金基金は、「申立期間当時、原則として、厚生年金基金加入員資格喪失届は複写式の様式を使用しており、事業所が記入して基金に提出すると、基金から社会保険事務所(当時)へと引き継がれたと思われる。」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和47年7月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B厚生年金基金の加入員台帳の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和43年2月28日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月16日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年2月から同年7月までは4万8,000円、同年8月から同年10月までを5万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月28日から45年3月31日まで

C社（現在は、D社）E営業所に勤務している間に、同社はF社、G社に分割名義変更している。H団体にI業務登録もしており、厚生年金保険被保険者期間の空白は考えられない。訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間について、C社E営業所で勤務していた。」と主張しているが、同社本社において総務部で勤務していた元従業員によると、「当時、同社E営業所はA社の管轄であったと記憶している。」と証言しているところ、同社に関連する厚生年金保険適用事業所のうち、同社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において申立人と氏名がおおむね一致しかつ同じ生年月日で、昭和43年2月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年11月16日に同資格を喪失した基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

これらのことから、当該被保険者名簿の記録は申立人の厚生年金保険の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から、昭和43年2月から同年7月までは4万8,000円、同年8月から同年10月までを5万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和 43 年 11 月 16 日から 45 年 3 月 31 日までの期間について、A 社 B 営業所に係る被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し所在が確認できた元同僚 25 人に申立人の勤務実態について照会し、そのうち 11 人から回答を得たものの、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、申立人に係る雇用保険加入記録は、申立人の当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、A 社に関連する厚生年金保険適用事業所のうち、同社及び同社 J 営業所のそれぞれの事業所に係る被保険者名簿により、当該期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在が確認できた元従業員 18 人に申立人の勤務実態について照会し、そのうち 13 人から回答を得たものの、当該期間におけるそれぞれの事業所での申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所名簿にも、申立人が主張する C 社 E 営業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできず、同社に関連する厚生年金保険適用事業所として確認できる、同社及び同社 J 営業所、K 社及び同社 L 営業所並びに M 社のそれぞれの事業所に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し、所在の確認できた元従業員 105 人に申立人の勤務実態について照会を行い、そのうち 60 人から回答を得たものの、申立人の当該期間におけるそれぞれの事業所での勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

加えて、同様の照会を行った D 社からは回答を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

一方、当該期間のうち、申立人の雇用保険被保険者記録によると、申立人は、N 社 O 営業所において昭和 44 年 1 月 21 日に同資格を取得し、同年 12 月 30 日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、N 社 O 営業所は昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている上、同社は、「申立人に係る資料は無く不明である。また、申立期間当時の O 営業所に係る手続関係の資料は無く不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、N 社に関連する厚生年金保険の適用事業所として確認できる P 社に係る被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を有し所在が確認できた元従業員 17 人に申立人の勤務実態について照会を行い、そのうち 9 人から回答を得たものの、申立人の勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該期間の当該事業

所に係る被保険者名簿において健康保険整理番号に欠番はなく、申立人の厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「H団体（現在は、Q法人）にI業務登録していた。」と主張しているが、同法人は、「当団体は昭和44年12月に設立し、I業務登録の開始は45年8月1日からなので、それ以前の登録や記録は無い。」と回答しており、申立期間当時は、同法人にI業務登録できない期間であったと認められる。

なお、申立人の勤務実態について照会を行ったそれぞれの事業所の複数の元従業員は、「R組合と言うI業務を行っている会社から派遣されたS職がいた。」、「当時、T職の集まりで協会を作り、その協会というところから請負で来ていたS職がいた。ただし、協会はH団体の設立を受けて解散した。」と証言しているところ、R組合は、「申立人に係る記録は無い。」と回答しており、協会について、U協会に照会を行ったが、「当協会とは関係が無く、不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間のうち、昭和43年11月16日から45年3月31日までの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月から57年6月まで

私は、所持している年金手帳にも記載されているように、昭和56年3月に会社を退職後、離職証明などをもらってA市役所B支所に行き、国民年金の加入手続を行った。その後、送付されてきた納付書（領収証書も編綴）で保険料を納めていたと記憶しており、アルバイト等で4年間過ごしていたが、60年6月1日から正社員としてC社に勤めることとなった際、それまでの納付書がかなりの量となったので処分してしまったことを覚えている。ねんきん特別便を見て、保険料の未納期間があることに驚いた。保険料を必ず払っているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が加入手続を行った時期は、申立人の同手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格の取得日から、申立期間後の昭和60年1月ごろと推認できる上、申立人に対して申立期間に係る別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間については、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立人は、会社を退職した後の昭和56年3月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、当該時期に加入したとする事情はうかがえず、加えて、A市の国民年金収滞納一覧表には、申立人の申立期間に係る記録は無く、同市の国民年金過年度収滞納一覧表においても当該期間は未納となっている。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から55年3月まで

私は、昭和50年7月から国民年金の被保険者とされているが、保険料の納付は55年4月からとなっている。確か53年4月だったと思うが、私の姉のうち、四女の姉が嫁ぐとき、年金の件で、次女の姉、四女の姉及び私の3人で話をしたことを覚えている。少なくともそのころから保険料を納付していたと思う。加入当初は、地元の婦人会の集金で保険料を納めていた。その後は、金融機関で納付したり、口座から自動引き落としにしていたと思う。店に集金に来ていた銀行員に持って帰ってもらったこともあった。よく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者台帳によれば、申立人に係る国民年金届出日は昭和55年6月30日と記録されており、申立人は、このころ初めて同市で加入手続を行ったものと推認され、同市の国民年金被保険者台帳によれば、申立期間の保険料納付は確認できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号についても、昭和55年8月15日に申立人の姉（次女）と連番で払い出されていることが確認できる上、当該申立人の姉についても、申立人と同様に同年4月から保険料を納付しており、申立期間については未納となっている。

さらに、申立人が国民年金に加入する端緒となったとする申立人の姉（四女）の婚姻日は、昭和54年4月*日であることが確認でき、この時点では、申立期間のうち、過年度納付が可能であった期間を除く期間について時効により保険料を納付することができない上、申立人には、さかのぼって保険料を納付した記憶は無く、過年度納付が可能であった期間についても保険料を

納付したとは考え難い。

加えて、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年5月まで

私は専門学校を卒業した昭和44年3月ごろ、知人の紹介によりA店に採用され、45年5月ごろまで見習いとして修業に励んでいた。採用に際して、事業主から、「当社では各種保険が完備されている。」と説明を受けた記憶があり、事業主が私にあてた手紙にも、「諸保険もあり」と書かれているが、A店で勤務していた期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

このため、私は、厚生年金保険について、記録確認を申し立てしているところであるが、事業主は、仮に厚生年金保険に加入していなかったとしても、私に代わって、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれていたはずだと思うので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、A店の元事業主がこれらを代行してくれたはずだとしているところ、当該元事業主は、「当社は社会保険の適用事業所であったので、従業員を厚生年金保険に加入させずに、わざわざ国民年金に加入させることはあり得ない。」と証言している。オンライン記録によると、A店は、申立期間より前の昭和31年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、当該元事業主の証言は信ぴょう性が高いものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、B市C区において昭和54年8月23日に払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。さらに、申立人には、当該払出日より前に、婚姻、氏名の変更、住民票の異動は無いことから、同区が、申立人に対して別番号の国民年金手帳記号

番号を払い出したとは考え難く、ほかに、これ以前に別の相手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

平成10年4月から11年3月まで、A国へ語学留学していた。帰国後、B市役所で国民年金への加入手続を行い、保険料の納付を開始するとともに、留学期間中の1年分をまとめて支払ったが、私の年金記録では未納となっている。詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年4月15日にB市役所を訪れ、国民年金への加入手続を行い、平成10年度の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が署名捺印した同市の国民年金関係届によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日を11年4月1日と記載していることが確認できることから、制度上、申立期間は未加入期間となり、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録管理の信頼性は高いものと考えられる上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

昭和61年3月に夫が会社を退職し、同年4月から国民年金の制度が変わり、国民年金に強制加入しなければならなくなったため、同月ごろにA市B区役所で加入手続を行った。加入手続後、同区役所から納付書が送られてきたので、C郵便局で納付書により1か月分ずつ納めた。61年10月に夫が厚生年金保険被保険者となり、私は第3号被保険者となったため、それ以後は保険料を納付する必要がなくなったが、61年4月から同年9月までの保険料は間違いなく納付した。

年金記録を確認したところ、昭和61年4月から9月までが未納期間とされていたので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年4月に国民年金の加入手続を行い、A市役所発行の納付書により現年度納付したと主張しているが、オンライン記録によると、62年8月10日に社会保険事務所（当時）で過年度納付書が作成された履歴が確認できることから、同日において、昭和61年度に未納期間があったものと推認されるところ、申立期間以外に過年度納付が可能な期間はないことから、申立期間の国民年金保険料を現年度納付したとする申立人の主張と符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、1か月分ずつ郵便局で納付したとしているが、金融機関において納付した記録が、同一人に対して複数回にわたり漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの期間及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月から8年3月まで
② 平成8年8月

会社を退職後、A市役所又は同市役所B出張所の窓口で国民年金の加入手続を行い、同市から国民年金の納付書が自宅に送られてきたので、毎月2万円弱の保険料を市内のC郵便局で納め、領収書を受け取っていた。平成10年に第3号被保険者の届出を行った際、独身時期の記録を確認するために同市に問い合わせたところ、「未払金はありません。」と言われた記憶があるが、年金記録では申立期間の記録が抜けていた。保険料を納付したことを証明する領収書などの資料は残っていないが、申立期間に保険料を納めていた記憶があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自宅に送付されてきた納付書を使って郵便局で保険料を納付していたと申し立てているところ、A市の国民年金記録及びオンライン記録では、申立期間に係る国民年金の加入記録は確認できず、また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、制度上、申立期間は未加入期間となり、当該期間に係る納付書は作成されず、保険料を納付することができない期間となる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額を2万円弱であったとしているが、平成7年度の保険料額は月額1万1,700円であり、8年度の保険料額も月額1万2,300円であることから、申立人の記憶する金額と乖離^{かいり}している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から61年3月までの期間及び61年8月から平成元年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から61年3月まで
② 昭和61年8月から平成元年5月まで

国民年金制度が発足した時に、老後のことを考え夫婦そろって国民年金に加入し、加入後は、昭和61年3月まで保険料を納付してきた。

年金記録を確認したところ、昭和36年4月当初から未納や免除とされており、56年9月から61年3月までの期間が未加入期間となっていた。また、61年4月以降の第3号被保険者期間以外の期間が未納とされていた。

私は、国民年金制度ができたときから保険料を欠かさず納付してきたのに、未納及び免除並びに未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は夫婦そろって国民年金に加入し、保険料を納付してきたとしているところ、申立期間①のうち、昭和36年4月から55年12月までの期間については、未納及び免除が承認された期間は夫婦共に同一であり、マイクロ台帳の記録と一致していることが確認できる。

また、当該期間は237か月と長期間であり、そのすべてにわたって納付した記録が欠落するとは考え難い。

2 申立期間①のうち、昭和56年9月から61年3月までの期間については、マイクロ台帳によると、申立人は56年9月10日に国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録によると、第3号被保険者として資格取得する61年4月1日までの期間については未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人は、当該期間の国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

- 3 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の夫が昭和 61 年 8 月 20 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、申立人も同日で第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更が必要であったところ、平成 8 年 3 月 18 日に当該日に係る第 3 号被保険者資格記録の訂正が行われ、申立期間②が第 3 号被保険者期間から未納期間に訂正されていることが確認でき、申立期間当時は、第 3 号被保険者期間と記録されていたことから、当該期間の国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。
- 4 このほか、申立期間①及び②について、申立人及びその夫は、申立期間当時の具体的な納付方法及び保険料額を記憶していない上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和46年12月にA社を退職し、B県のC社に入社したが、新しく立ち上げた会社で、その時、私は役員だった。同社の厚生年金保険の新規適用は4月からとなるため、47年1月から3月までの3か月分の国民年金保険料を納付するよう総務担当者に言われたので、D市役所へ行き納付した。領収書はないが、納付した期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月ごろに、D市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は54年6月から8月ごろにE市で払い出されていることが確認できるが、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、納付したとする申立期間の国民年金保険料額を1か月1万円から8,000円ぐらいだったかもしれないとしているところ、申立期間当時の国民年金保険料は1か月450円であり、申立人の記憶と大きく相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から54年3月まで

私は、昭和45年ごろ、既に商売の準備をしていた夫と本格的に商売を始めるために、夫と共に銀行や区役所へ行き、諸々の手続きを行った時に国民年金の加入手続きを行った。国民年金に加入して以来、国民年金保険料を夫と一緒に納めていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろに国民年金の加入手続きを行なったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は54年2月23日に払い出されていることが確認でき、申立人の主張と相違している上、申立人に対して、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人の国民年金の加入手続きは、昭和54年5月ごろに行われたものと推認され、オンライン記録によると、申立人が、国民年金の加入手続きを行った昭和54年度からの国民年金保険料を納付していることは確認できるものの、上記加入手続きを行った時点において、申立期間のうち大部分は時効により納付できない期間である上、申立期間のうち一部の期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人には、さかのぼって保険料を納付したとする具体的な記憶は無い。

さらに、申立期間は104か月と長期間である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から59年12月まで

私は、母親が年金支給時に孫達に小遣いを与えていたのを見て、年金のありがたさを感じていた。私は、年金が老後の大切な収入源であることを熟知しており、最後まで保険料を掛ける思いでいたので、夫の定年後も忘れずに手続きを行い、しっかり保険料を納付していた。記録では、任意加入で前納していた昭和57年11月から58年3月までの保険料を57年12月24日に還付されたことになっているが、絶対に受け取っていないと思う。支払った保険料をなぜ返金する必要があるのか納付できない。

また、還付したことになっている記録の後に、保険料を納付していない期間があることにも納付できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和57年11月から58年3月までの期間については、国民年金被保険者原票により、昭和57年度の保険料を昭和57年4月30日に前納していることが確認できるところ、同被保険者原票には、同年11月に「資格喪失」と押印され、57年11月から58年3月までの期間に(還)の押印も確認できる。

また、上記の国民年金被保険者原票において、申立人が昭和57年11月9日付けで国民年金の被保険者資格を喪失した旨の記載が確認できる上、B町が保管する国民年金台帳(電算記録)においても、同日に申立人の被保険者資格喪失を入力処理した記録が確認でき、申立人の国民年金被保険者資格の喪失に伴って申立期間の国民年金保険料が還付されたとの記録は、上記の資料から確認できる一連の事務処理状況からみて不自然ではない。

さらに、申立人の国民年金被保険者原票に記載された還付記録と、当該還付記録を基に計算した還付整理簿に記載された還付額は一致しており、還付記録の内容についても不自然な点は見られない。

加えて、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 59 年 12 月までの期間については、B 町の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、57 年 11 月 9 日に被保険者資格を喪失し、その後、60 年 1 月 17 日に同資格を取得するまで資格得喪の記録は確認できないことから、制度上、当該期間は未加入期間となる上、申立人の国民年金被保険者原簿によれば、昭和 58 年度の進達欄に斜線が引かれ、昭和 59 年 12 月に「不要」の押印が確認できることから、当該期間に納付書は発行されておらず、申立人が保険料を納付していたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年6月から51年3月まで

私を含め、兄弟全員の国民年金の加入手続及び若年期の保険料納付は、すべて両親が行っていた。当時は地区の婦人会が3、4か月に一度、保険料を徴収しており、両親は家族全員(母親、兄弟)の保険料をまとめて支払っていた。次女の姉については、結婚後、A県に住所を移した後も約2年間、両親がB県C町(現在は、D町)で保険料を納付し続けていた。それなのに、私の年金記録だけ長期の未納期間があるのは不自然である。また、母親は、私がE国に留学している期間の保険料を納付できないことについて、「20歳から保険料を支払い続けており、空白期間を作りたくなかったが、加入資格を失っていたので、支払えなかった。」と私に説明していた。申立期間の保険料が未納であることはおかしいと思うので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の資格取得日から昭和52年1月ころに払い出されていることが確認できる上、申立人に対して別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、このころに初めて国民年金に加入したものと推認でき、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち、時効到達前で保険料を納付することが可能であった期間についても、申立人及びその兄弟によれば、申立人の加入手続及び保険料を納付していた両親から、申立人の保険料をさかのぼって納付したということは聞いたことが無いとしており、当該期間の保険料が過年度納付されたとは考え難い。

さらに、C町の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者原票によれば、

申立人の申立期間に係る保険料の納付を確認することができない上、申立人は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親が行っていたとしており、当該期間に係る加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月から50年3月まで

私は、「ねんきん特別便」が届いたので、市役所で国民年金の記録を確認したところ、昭和47年12月から50年3月までの保険料の納付記録が確認できなかった。

しかし、私は、昭和48年12月ごろにA市のB出張所で国民年金の加入手続を行った時、窓口で「国民年金に空白ができると年金額が減りますよ。」と言われたので、10万円程度の国民年金保険料をさかのぼって納付した。また、国民年金に加入してからの保険料は、婦人会の集金人に夫婦二人分の保険料を納付しており、納付記録が無いことはおかしいので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、50年8月12日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の記憶と相違する上、A市の国民年金台帳によると、申立人は夫婦共に同年4月以降の国民年金保険料を、同一日に現年度納付していることが確認できることから、申立人及びその夫は、国民年金の加入手続を行った昭和50年度から国民年金保険料の納付を開始した状況がうかがえる。

また、申立人は、A市役所B出張所の窓口で、さかのぼって10万円程度の国民年金保険料を納付したとしているところ、上記払出しの状況から、申立期間の一部については、過年度保険料の納付が可能であるものの、A市によると、同出張所では過年度保険料を収納することはできないとしている上、上記払出しの時点で納付可能な期間の国民年金保険料額は1万4,650円であり、申立人

の主張と大きく相違する。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和48年12月ごろに、申立人に対し上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から59年9月まで

私は、昭和57年から未納とすることなく国民年金保険料を納付してきたはずであり、さかのぼって保険料を納付したことや、付加保険料を納付したこともあるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月から国民年金保険料を納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、62年1月7日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A市が保管している国民年金マスターチェックリストによると、申立期間の国民年金の資格取得に係る届出日は昭和61年12月12日であることが確認できるところ、オンライン記録によると、申立人は、当該時点において時効期限内で納付が可能であった申立期間直後の59年10月からの国民年金保険料を過年度納付している状況がうかがえることから、申立期間は、上記国民年金の加入手続を行った時点において、時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 3 月から 45 年 5 月まで
② 昭和 45 年 6 月から 47 年 3 月まで

私は専門学校を卒業した昭和 44 年 3 月ごろ、知人の紹介により、A店に採用され、45 年 5 月ごろまで見習いとして修業に励んでいた(申立期間①)。

その後、同じ知人の紹介により、昭和 45 年 6 月から 47 年 3 月まで、B店で勤務していた(申立期間②)。

しかし、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入期間が欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A店の元事業主が申立人を記憶している上、申立人は、当該元事業主が申立人を採用する際に申立人に宛てた手紙を所持していることから、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人が記憶しているA店における元同僚3人のうち2人については当該事業所における厚生年金保険加入記録が確認できない上、残る一人については、申立期間①の終期から約3年後の昭和48年8月1日に当該事業所において資格を取得していることが確認できることから判断すると、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、加入させたとしても採用してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

さらに、元事業主は、「当時の事務担当者は既に死亡している上、店舗の閉鎖に伴い関連資料も現存しておらず、厚生年金保険料控除の有無等について確認できない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認

することができない。

申立期間②について、C年金事務所は、「管轄内にD社という適用事業所は見当たらない。」としている上、オンライン記録によると、同社の事業主は、申立期間を含む昭和36年4月1日から56年3月14日までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、D社に係る雇用保険の適用事業所台帳によると、社会保険加入有無の欄(健康保険、厚生年金、労災保険及び日雇健康保険)は未記載であることが確認できる。

さらに、申立人の記憶からは、D社における元同僚を特定することができないことから、同僚等に聞き取り調査を行うことができない上、当該事業所の事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 11 月 1 日から 16 年 2 月 27 日まで

A社が厚生年金保険料を滞納した際、B社会保険事務所(当時)から、預かった小切手を金融機関に入金するか、代表取締役の標準報酬月額をさかのぼって減額するか選択を迫られ、仕方なく同社会保険事務所の指示どおり、取締役会議事録を作成し提出して、さかのぼって代表取締役の標準報酬月額を減額した。詳細は当時の社会保険事務所(当時)で記録保管されているはずなので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、平成 14 年 11 月 1 日から 16 年 2 月 28 日までは 62 万円と記録されていたところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の同年 3 月 2 日付けで、申立期間のすべてについて、さかのぼって 36 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立事業所に係る商業登記簿から、申立期間当時申立人が当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、B社会保険事務所から、「預かった小切手を金融機関に入金し保険料に充当するか、または、代表取締役の標準報酬月額をさかのぼって減額し、当該保険料を軽減するかどちらか選択を迫られ、仕方なく同社会保険事務所の指示どおり、取締役会議事録を作成し、さかのぼって代表取締役の標準報酬月額を減額した届出を行った。」と供述していることから、申立期間における標準報酬月額の減額処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から19年3月22日まで
② 昭和30年11月1日から31年5月まで

私は、高等小学校卒業後の昭和17年4月から、A職としてB社(現在は、C社)に勤務したと記憶しているが、入社当時の厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに納得できない。

また、D社を退職後に、E社に入社したと記憶しているにもかかわらず、同社の厚生年金保険被保険者記録が全て無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「高等小学校卒業後の昭和17年4月からB社に継続して勤務していた。」と主張しているが、B社において申立人と同じ19年3月22日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「申立人は、自分と一緒に19年に高等小学校を卒業し、同社に入社しており、申立人の勘違いであり、申立人にもその旨話をした。」と証言している。

また、C社は、「申立期間①当時の事業主は既に亡くなっており、人事記録等の資料も残っていない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①に被保険者資格を有する元従業員4人を把握し照会したが、4人全員からは申立人を記憶していない旨の証言しか得られなかった。

2 申立期間②について、申立人は、「E社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する写真及び申立人が記憶する元同僚の証

言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和30年2月1日から31年2月1日までに被保険者資格を取得している元従業員及び申立人が記憶している元同僚のうち連絡先の判明した3人に文書により申立人の勤務実態等について照会したところ、元同僚二人から回答があり、一人は、「申立人は同社に勤務していたが、期間は不明である。」と証言している上、残る一人は、「自分と一緒に昭和30年10月ごろに入社したが、自分より先に退職し、勤務期間はわからない。」と証言しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況が確認できない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間②において被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 1 月 9 日まで
年金記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和 36 年 1 月 9 日となっている。

しかし、当時は、どこの事業所でも 3 か月程度の試用期間があったことを踏まえると、私が A 社に入社したのは、被保険者資格取得日の約 3 か月前にあたる昭和 35 年 10 月 1 日であり、入社後 3 か月間の年金記録が欠落していると考えられる。

A 社では毎年春と秋に社内旅行があり、私は、入社後すぐに参加した秋の B 地方への社内旅行時に撮影された写真も持っているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 35 年 10 月 1 日に A 社に入社した。」と主張しているが、オンライン記録により、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 23 人に申立人の勤務状況等を照会したところ、回答があった 19 人全員が申立人の入社時期を記憶していない。

また、申立人は、「自身が写っている社員旅行の写真は、昭和 35 年秋の B 地方旅行のものである。」と主張しているが、上記の 19 人のうちの 2 人は、「私は、昭和 34 年から 36 年 1 月まで A 社に在籍し、社内旅行には必ず参加していたが、申立人が所持している写真に私は写っていない。」、「35 年秋の社内旅行の行先は C 地であり、この旅行に申立人は参加していなかった。」とそれぞれ証言している。

以上のことから判断すると、申立人が申立期間において A 社に在籍していた

ことを確認することはできない。

また、A社の当時の事業主は既に死亡しており、同社において社会保険関係の事務を行っていた者の所在も不明であることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、上記の照会に回答があった19人のうち13人は、自身の入社日を記憶していると回答しているが、13人のうち10人は、「入社日と厚生年金保険被保険者資格取得日は一致している。」と供述しており、残る3人は、「一致していない。」と供述しているものの、厚生年金保険加入前の給与から保険料が控除されていたかについては、「不明である。」と供述しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 20 日から 39 年 8 月 21 日まで
② 昭和 39 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 39 年 11 月 10 日から 40 年 11 月 21 日まで
④ 昭和 41 年 3 月 3 日から同年 4 月 11 日まで
⑤ 昭和 41 年 10 月 21 日から 42 年 3 月 1 日まで
⑥ 昭和 42 年 10 月 6 日から 46 年 2 月 11 日まで
⑦ 昭和 46 年 5 月 16 日から 48 年 3 月 1 日まで

年金記録上は、昭和 50 年 6 月 1 日に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所には、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、申立人が支給当時住んでいた住所が記載されているとともに、申立人の署名及び押印が確認できる上、脱退手当金の振込先には申立人名義の銀行口座が指定されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該脱退手当金の支払者の所在地名称には、最終事業所であるB社を管轄していたC社会保険事務所(当時)と記載があるなど一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2094

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 5 日から 45 年 12 月 1 日まで
年金記録上は、A社に勤務していた期間の脱退手当金をもらったことになっているが、もらった記憶が無いので、年金記録の調査と訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和46年9月10日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月ごろから 37 年 6 月 3 日まで
② 昭和 41 年 5 月 1 日から 43 年 10 月ごろまで

私は中学生のときから母親の弟である叔父宅に住んでおり、中学校を卒業後すぐに叔父の会社であるA社にB職として入社した。申立期間①については、同居人である叔父が当時、厚生年金保険料を掛けていると言っていたことを記憶していること、また妹が私より後に同社に入社してきたにもかかわらず、資格取得日が私より先になっているため、当該期間に記録がないことについて納得できない。申立期間②については、同社在籍中の昭和 42 年に次男を出産後、しばらくして退職したが、叔父は退職するまで厚生年金保険をかけてくれていたはずであるため、当該期間に記録が無いことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②において、申立人は、「A社に勤務していた。」と主張しているが、C公共職業安定所によると、昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 8 月 30 日までの間、申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録が確認できるとしており、申立期間①及び②のうち同年 5 月 1 日から同年 8 月 30 日までを除く期間について、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。

また、A社に申立人の申立期間①及び②当時の厚生年金保険の加入状況等について照会したものの、「当時の資料は災害によりすべて焼失しており、当時を知る者も全員既に亡くなっていることから、申立期間の勤務実態及び保険料控除について全く不明である。」旨の回答があり、当該期間の勤務実態等について確認することができない上、オンライン記録及び同社に係る閉鎖登記簿謄本において、申立人が申立てに至る証言をしたとする元事業主は既に死亡してい

ること、また、申立人が当時、元事業主宅で同居し、元同僚が申立期間当時の給与計算担当者であったと供述する事業主の遠縁の者も、既に死亡していることが確認でき、申立人の当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立期間①及び②前後の被保険者 86 人中、所在が確認できた 20 人（申立人の妹を含む。）に申立人の在籍及び厚生年金保険の加入状況について照会し、11 人から回答があったものの、申立人の当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のA社に係る被保険者原票によると、申立人は昭和 37 年 6 月 3 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、41 年 5 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるところ、当該記録はオンライン記録と一致していることが確認でき、申立人の被保険者資格取得に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出日の記録に不自然な点も見当たらず、また、健康保険の被保険者証を返却したことを表す「証返」の表示も確認できる上、A社にかかる被保険者名簿、被保険者原票及びオンライン記録において、申立期間①及び②に申立人の氏名の記載は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月1日から24年1月1日まで

私は、昭和23年5月にA社（現在は、B社）C支店に入社し、63年8月にB社から贈られた40年永年勤続の感謝状にも昭和23年入社と記載されているのに、厚生年金保険の記録は24年1月1日からとなっており、納得できない。給与から保険料を控除されていたことを示す資料は無いが、この欠落した期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年5月1日にA社C支店に入社した。」と主張しているところ、B社が保管する退職者名簿において、申立人の入社日が23年5月1日と記録されており、申立人が保管する同社の25年勤続の表彰状にも、「昭和23年5月入社」の記載が確認できる。

しかしながら、B社は、「申立人に関する記録は退職者名簿以外残っておらず、申立期間当時における厚生年金保険の資格取得の届出等については不明である。」と回答している上、申立人が申立期間当時の事務担当者だったと記憶する元同僚は既に死亡しているため、当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、D社C支店（その後、A社C支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同日に被保険者資格を取得している元従業員は、「私の入社日は、厚生年金保険の資格取得日とおおむね一致していると思うが、申立人よりも少し早かったと思う。」と証言しているところ、当該事業所が管理する人事記録によると、当該元従業員の入社日は厚生年金保険の資格取得日の約2か月前であることが確認できる。

さらに、申立人が入社した時に、既に当該事業所で勤務していたと記憶する

上司3人の資格取得日は、昭和23年11月1日と記載されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社は必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させておらず、一定の期間ごとにまとめて加入手続きを行っていた可能性がうかがえる。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所における被保険者資格の取得日は、昭和24年5月1日であり、申立期間における被保険者記録は無い。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 4 日から 35 年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）における昭和 39 年 1 月 4 日付け「五年勤続表彰記念」の証書を所持しているため、同社に 34 年 1 月から勤務していたことが証明できる。

しかし、同社における厚生年金保険の加入記録は昭和 35 年 7 月 1 日から 39 年 10 月 30 日までの期間となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和 39 年 1 月 4 日付け「五年勤続表彰記念」の証書から、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、昭和 34 年 1 月から 39 年 9 月までの期間においてA社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 20 人に、自身が記憶している入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しているかどうかを照会したところ、20 人のうち 5 人が「一致しない。」と回答している（残りの 6 人は「一致する。」、4 人は「不明。」と回答し、5 人は無回答）。

また、上記の「一致しない。」と回答した 5 人のうち、申立人と同時期に「五年勤続表彰」を受けたとする元同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、オンライン記録によると、申立期間始期の昭和 34 年 1 月ではなく、それより 1 年後の 35 年 1 月 10 日であることが確認できる。

さらに、別の元同僚は、「A社では、社員の入れ替わりが激しく、入社後しばらくは社会保険の加入を見合わせていた。試用期間の長さは社長の一存で決められていた。結婚適齢期の女性については、厚生年金保険への加入を見合わせていたのではないか。」と証言している。

これらのことから、当時、A社では、必ずしも入社と同時に従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、当時の資料は残っていないとしており、このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から 11 年 10 月 31 日まで
申立期間当時、私は営業部長で給与の総支給額は 40 万円くらいであった。
当時は滞納保険料があり、事業主が社会保険事務所（当時）に呼び出されていたと思うので、標準報酬を下げる手続をしたのは事業主だと思われる。私は何も知らなかったので、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社に係る申立人の厚生年金保険の標準報酬月額の記録は、平成 6 年 11 月の資格取得時から 10 年 7 月までの期間は 41 万円であるが、同年 8 月から同社が適用事業所でなくなった 11 年 10 月 31 日までの期間については 9 万 8,000 円に減額されていることが確認できる。申立人は、「給与明細書等はないものの、申立期間当時も給与の支給総額は 40 万円くらいあった。」と主張している。

しかし、A社は既に解散しており、社会保険の事務や給料計算を担当していたとする事業主も既に死亡しているため、当時の状況を確認できない上、申立期間の標準報酬月額に係る届出は、申立人の資格喪失の届出及び当該事業所が適用事業所でなくなる旨（全喪）の届出と同じ平成 11 年 11 月 5 日に、遅れて行われているものの、さかのぼって標準報酬月額を訂正した処理ではないことが確認できる。

また、申立人は、「経理や厚生年金保険の届出等に係る事務は、当時の事業主が行っており、自身は関与していない。」と供述しているが、申立期間当時、A社における厚生年金保険の被保険者は申立人一人のみであり、商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時は役員ではなかったものの、申立期間よ

り前に、当該事業所において代表取締役や役員であったことが確認できる。

また、A社に係る複数の関係者への調査結果及び経営状況に係る申立人の詳細な供述から、申立人は、同社の経営や社会保険事務への関与や影響力が大きかったことが認められ、上記のとおり、申立期間当時の被保険者が申立人のみであったことも考慮すると、申立人が関知せずに社会保険事務所への届出が行われたとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が自身の標準報酬月額に係る届出を知り得る状態であったと考えられることから、当該届出が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 4 日から 34 年 6 月 24 日まで

私は、昭和 31 年 4 月 4 日に A 社 B 工場に入社し、34 年 6 月 24 日に結婚のために退社したが、ねんきん特別便の被保険者記録回答票で記録が無く、社会保険事務所(当時)で相談したところ脱退手当金を受給したとのことであった。受給した覚えが無いので、年金記録の確認について申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に記載されている被保険者 60 人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の支給要件を満たす者 31 人について調査したところ、申立人を含む 21 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 18 人が資格喪失後 6 か月以内、残りの 3 人も 1 年以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある元従業員のうち二人が、「脱退手当金と思われるものをもらった。」と供述し、別の元従業員二人も「はっきりした記憶は無いが、もらったかもしれない。」と供述している。

また、脱退手当金を受給した又は受給したかもしれないとする上記 4 人のうち 2 人は、「会社の担当者から、退職時に脱退手当金の受給について聞かれた。」旨、それぞれ証言している上、4 人全員が「自分で脱退手当金の受給申請の手続をした記憶はない。」と証言していることから、事業所による代理請求の可能性がうかがえる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 34 年 9 月 10 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 12 月 10 日まで
② 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 9 月 22 日まで

私は、昭和 16 年 4 月 1 日付けで A 社（現在は、B 社）C 工場に入社し 17 年 4 月 1 日付けで同社 D 工場に転勤した。その後、18 年 12 月に応召したが、引き続き同社と雇用関係は継続していたと思うので、私の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「E 学校を卒業し、昭和 16 年 4 月 1 日に A 社 C 工場に入社し、17 年 4 月に同期入社の 6 人と共に同社 D 工場に転勤し、F 部で勤務した。」と主張しているところ、申立人が氏名を記憶する同期生 4 人のうち 3 人については、19 年 6 月 1 日に同工場の厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、そのうちの一人の配偶者は、「夫から、申立人は E 学校と一緒に卒業し、同社の C 及び D 工場と一緒に勤務していたと聞いていた。」と証言していることから、申立人は、申立期間①において、同社 D 工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立人に係る人事記録は確認できないが、G 部門に勤務していた従業員であれば、当時の労働者年金保険法の対象とならないので加入させていなかった可能性が高いと考えられる。」と回答している上、申立人は、「元同僚 3 人とは一緒に G 部の H 職として勤務していた。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人と同様に元同僚 3 人についても申立期間①における A 社 D 工場に係る被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、「A 社に在籍したまま、軍に応召した。」と主張しているところ、I 県が発行した申立人の履歴書（軍歴証明）によると、申立期間②に

ついて、申立人が陸軍に応召していることが確認できるが、B社は、上記のとおり申立人の人事記録を保管していないため、申立期間②における申立人の勤務実態及び軍歴期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、上記の元同僚3人については全員既に死亡しているため、当時の状況等について聞き取りをすることができない上、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、上記の元同僚3人の氏名は確認できるが、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 25 日から 39 年 3 月 20 日まで

A市にあったB事業所に勤務していた。当時、体調が悪く、医者に診てもらっていたが、実費を払った記憶もなく、健康保険証は必ず会社からもらっていた。また、健康保険と厚生年金保険は一体であることから、給与明細書はないが、保険料は必ず引かれていたと思うので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び申立てに係る事業所の回答から判断すると、申立人が当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立てに係る事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3年5月27日であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、当該事業所において、申立期間当時から事務を担当していた者は、「当時は任意加入であったため、厚生年金保険には加入していなかった。従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、上記の事務担当者によると、「申立期間当時、従業員はC国保に加入していたと思う。」と回答しており、D地区C国民健康保険組合では、「申立期間当時の資料が無いので、申立人の被保険者記録は確認できないが、事業主の当組合への加入日は申立期間より前であることから、事業主であるE職からの加入申請により、申立期間当時、申立人がC国保に加入していた可能性はある。」と回答していることから、申立人は、申立期間当時、政府管掌健康保険ではなく、C国民健康保険組合の被保険者であった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 10 日から 40 年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 9 月 27 日から 41 年 10 月 21 日まで
③ 昭和 42 年 6 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで

私は、A社を辞めたときも、B社を辞めたときも、C社を辞めたときも脱退手当金の請求をした覚えも受け取った覚えも無い。働いていたことも忘れていたD社の厚生年金保険の記録だけが年金として支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間の最終事業所であるC社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和44年9月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録によると、C社において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する女性の従業員のうち、申立人を除いて、脱退手当金を受給した記録となっている者は確認できないものの、当該事業所の当時の事業主は申立人の夫であり、申立人及び元従業員からは事業主がすべての事務を行っていた旨の証言を得ていることから、申立人の脱退手当金の受給については当時の事業主が代理請求を行っていたと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号とD社に係る同記号番号が同一であるにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が未請求となっていることについては、申立人は同社が倒産したため短期間で退職したとしていることから、同社から申立人の被保険者

資格の喪失届が遅れたことにより、社会保険事務所（当時）が当該被保険者期間を確認することができなかつた可能性が高い上、脱退手当金の支給について事務処理を行ったのがE社会保険事務所（F県）、B社の管轄がG社会保険事務所（H県）、A社I支店及び脱退手当金未請求期間のD社の管轄がJ社会保険事務所（K県）とすべて異なる県社会保険事務所となっており、申立人側からの脱退手当金の請求時にD社が欠落し、結果として未請求となっていたとしても明らかに不自然であるとまでは言えない。

加えて、申立人は、「ねんきん特別便を見るまでは、D社での勤務については、短期間であり、厚生年金にも加入しているとは思っていなかったのも、夫にもそのことは伝えていなかった。」と供述していることから、当時の事業主が代理請求を行った際に同社に係る職歴を記載しなかったと考えるのも不自然ではない。

そのうえ、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から29年2月1日まで

私は、昭和27年6月1日からA組合の船員としてB業に従事していた。船長は全員の船員手帳を預かり、船員保険にも加入していると言っていたのに、記録では、船員保険に加入したのは29年2月からとなっているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の一人は、「申立人は、昭和27年6月から、A組合のC丸に乗船していた。」と証言していることから、申立期間始期において、申立人が当該事業所に船員として雇用されていたことが推認できる。

しかし、D年金事務所は、「A組合が船員保険の適用事業所となった日は、船舶所有者名簿に明記されていないものの、同名簿や船員保険被保険者名簿における他の船舶所有者の記載内容から、昭和29年2月1日であると考えられる。」としている。

また、上記被保険者名簿によると、A組合が船員保険の適用事業所となった昭和29年2月1日に、申立人、上記の元同僚及びE長を含む41人が一斉に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の元同僚は、「昭和24年8月ごろからC丸に乗船していたが当時は無保険であった。C丸の新船・大型化により、船員保険の強制適用となったため、29年2月1日に船員保険に加入したが、それまでは、保険料の控除も無かった。」と回答している。

加えて、A組合は既に解散しており、E長も既に死亡していることから、当時の状況について聴取することができず、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 29 日から 35 年 8 月 17 日まで

私は、A社B工場に昭和 32 年 4 月に入社し、35 年 8 月 17 日に退職したが、私の年金記録によると、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が退職した時期を含む昭和 34 年から 36 年までの間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を満たしていた者は申立人を含め 40 人確認できるが、申立人を含む 29 人が同社退職後に脱退手当金を受給した記録となっており、そのうち申立人を含む 20 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、複数の元従業員が退職時に事業所から脱退手当金に係る説明を受けた旨の証言をしていることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立人がA社B工場において一緒に勤務した元同僚二人は、当該事業所において脱退手当金を受給していないことを申立ての理由の一つとしているが、オンライン記録によると、当該元同僚二人は、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者期間は、11 か月及び 15 か月であり、脱退手当金の受給資格(2年以上)を満たしていないことが確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 3 日から同年 5 月 27 日まで
② 昭和 40 年 9 月 23 日から同年 9 月 30 日まで

私は、申立期間①について、昭和 18 年*月*日 A 丸乗船中に戦闘機の攻撃を受け、船は沈没したが、他の船に乗り継いで同年 5 月 27 日に B 地に帰ってきた。

申立期間②は C 社に昭和 40 年 9 月 15 日入社、同月 23 日 D 丸に乗船したが、船員保険被保険者記録が無い。

申立期間の年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 17 年 11 月 14 日に E 社の A 丸に乗船し、F 地から G 島に向け弾薬、食糧の強行輸送作戦に従事していたところ、18 年*月*日午後 3 時ごろ、同船は、H 島 I 地において J 軍に攻撃され沈没したが、同年 5 月 27 日に日本に帰ってくるまでの間、他の船舶を乗り継いで、船舶所有者から給料を受けていたので、申立期間①について、船員保険の被保険者期間として認めて欲しい。」と主張している。

しかしながら、E 社の現在の担当者は、「申立期間①当時、船が沈没した場合には、沈没をもって資格喪失と取り扱っていた。」と回答している。

また、申立人は、E 社の A 丸の沈没時に、申立人とともに乗船していた同僚の一人について、「E 社の K 丸に乗船していたが昭和 18 年*月*日沈没、L 地に上陸し、その後同社の A 丸に乗船し、私と同じ経路で同年 5 月 27 日に日本に帰った。」と主張しているが、当該元同僚の A 丸に係る船員保険被保険者記録は無い。

2 申立期間②について、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、

当該期間にD丸（船舶所有者はC社）の甲板手として雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時の船員手帳の雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であり、同手帳に記載のある雇入期間は、船員保険の加入期間と必ずしも一致するものではない。

また、M運輸局によると、船員保険の加入がなければ雇い入れできないとされたのは平成17年1月4日からであり、申立期間①及び②当時、船員保険の加入が雇入れ手続における必須条件ではなかったとしている。

さらに、申立人が、申立期間②当時、一緒にD丸に乗船していたとする元同僚の船員保険の被保険者資格取得日は、申立人と同じ昭和40年10月1日であり、申立期間②は船員保険の被保険者期間ではなかった上、当該元同僚は、「船員保険に加入していない同年9月分の船員保険料は控除されていないと思う。」と証言している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から32年6月1日まで

私は、昭和31年4月からの1年2か月間、A事業所（現在は、B事業所）でC職として勤務していた。給与については、毎月末の30日に印鑑を持って会計課に受け取りに行っていたことを覚えているが、当時の給与額や厚生年金保険料額については覚えていない。

当時の給与明細書等の資料も残っていないが、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元同僚6人が申立人を記憶しており、そのうちの一人は、「申立人は、昭和31年4月から翌年5月くらいまで勤務していた。」と証言していることから、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間及びその前後の期間にA事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる10人の元従業員に厚生年金保険の加入時期について照会したところ、10人中7人が、「記憶している採用年月日と厚生年金保険に加入した日が異なり、厚生年金保険の空白期間がある。」旨証言している上、当該7人のうち、空白期間が申立期間（14か月）以上の者が4人おり、この4人中3人は、「申立人と同時期に採用された。」と証言している。

また、オンライン記録によると、A事業所では、厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年12月に16人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、複数の元従業員が、「当時、少なくとも60人以上の従業員がいた。」と証言している。

これらのことから判断すると、A事業所では、申立期間当時、必ずしも従業

員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名の記載は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、上記の厚生年金保険の加入時期について回答があった元従業員7人のうちの1人は、「厚生年金保険に加入するまでは、保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している上、ほかに申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月から 31 年 5 月まで
② 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月まで

私は、従姉の紹介で昭和 30 年 5 月ごろに A 事業所に入社し、1 年間勤務していたが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。一緒に働いていた同僚は皆、年金をもらっているので、私も当時厚生年金保険に加入していたと思う（申立期間①）。

また、私は昭和 40 年 9 月に結婚し、翌年の 41 年 3 月から、B 社（現在は、C 社）の D 支社で、1 年間、E 業務に従事していたが、この期間も厚生年金保険に加入していたと思う（申立期間②）。

これらの期間について、調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚二人の証言から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務していた期間は特定できない上、オンライン記録によると、当該事業所は、申立期間①中の昭和 31 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、元同僚の一人は、「私は、A 事業所ができた当時から倒産するまで在籍していたが、従業員は、全盛期で約 80 人、倒産時でも約 30 人はいたと記憶している。」と証言しているところ、昭和 29 年 6 月に書き換えられた当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、被保険者数は、書き換え時点では 16 人、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった 31 年 2 月には 6 人であったことが確認できることから、当該事業所では、必ずしも従業員全員が、厚生年金保険に加入していたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所の当時の事業主、役員及び社会保険事務担当者は既に死亡していることから、申立人に係る当時の勤務実態や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間①において、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B社D支社に係る厚生年金保険被保険者原票健保番号索引簿により、当該期間始期の前後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員 18 人に、申立人の勤務実態について照会したところ、回答があった 10 人全員が申立人を記憶しておらず、申立期間②において、当該事業所での申立人の勤務実態について確認することができない。

また、申立期間②については、申立人に係る雇用保険被保険者記録が確認できない上、申立人の夫の勤務先であったF社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、当該期間において夫の被扶養者となっていたことが確認できる。

さらに、C社は、「当社D支社において、昭和 56 年 6 月時点で既に在籍していなかった従業員の資料は残っていない。また、当社D支社周辺にあったG支社及びH支社の当時の社員名簿にも、申立人の氏名は記載されていない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社D支社及び同支社近くの同社G支社に係る厚生年金保険被保険者原票健保番号索引簿には、申立人の氏名は記載されていない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 9 月から 62 年 12 月 16 日まで
② 平成元年 4 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

私は、35 歳になった昭和 60 年 * 月に A 社に入社したが、厚生年金保険加入記録は 62 年 12 月からとなっている。社員募集の年齢条件が 35 歳であったので、60 年 * 月に入社したことは鮮明に覚えている（申立期間①）。

また、B 社における私の厚生年金保険加入記録は昭和 63 年 11 月 1 日から平成元年 4 月 30 日までの期間となっているが、私は、同年 9 月末まで同社に勤務していた（申立期間②）。

これらの期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社の元同僚の一人は、「申立人は、C 店の地階店舗が新装開店した昭和 62 年 9 月ごろから勤務し始めたのではないかと思う。」と証言していることから、申立人が、申立期間①中の同年 9 月ごろから同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、同社は、オンライン記録どおり、申立人について、昭和 62 年 12 月 16 日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出をしていることが確認できる。

また、オンライン記録の申立人の A 社における厚生年金保険加入記録は、雇用保険の加入記録と一致する。

さらに、上記の元同僚は、「私は、昭和 62 年 9 月に A 社に入社後、3 か月間の研修を終えて厚生年金保険に加入した。同年 12 月分の給与から厚生年金保険料が天引きされたので、以前より給与振込額が少なくなったことを

覚えている。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該元同僚は、申立人と同じ同年12月16日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

- 2 申立期間②については、B社が提出した労働者名簿によると、申立人の入社日は昭和63年11月1日、退職日は申立期間②始期の前日である平成元年4月29日であり、オンライン記録の申立人の同社における厚生年金保険加入記録と一致する。

また、オンライン記録により当該申立期間当時にB社で厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる元従業員31人に、申立人の勤務状況について照会したが、回答があった9人全員が申立人のことを記憶していない。

さらに、B社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、同社は、オンライン記録どおり、平成元年4月30日付けで申立人の被保険者資格を喪失させる届出をしていることが確認できる。

加えて、オンライン記録の申立人のB社における厚生年金保険加入記録は、雇用保険の加入記録と一致する。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 47 年 4 月まで

私は、先に勤務していた兄の紹介で昭和 43 年 3 月から A 社（現在は、B 社）に入社し、47 年 4 月まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が全くないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 43 年 3 月から 47 年 4 月までの間、A 社で勤務していた。」と主張しているところ、申立人の弟及び当該事業所の元従業員の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、保管している資料を確認したが、申立人に係る人事記録等は無く、申立人が勤務していたかどうかについては確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、B 社は、昭和 44 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、43 年 3 月から 44 年 2 月までは、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、申立人の弟は、「申立人と私は、B 社の従業員ではなく、私たちの兄のもとで勤務していた。」と証言している上、オンライン記録によると、弟についても申立期間の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 44 年 3 月 1 日から申立期間終期の 47 年 4 月までの間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該原票の記録に不自然

な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月7日から24年2月1日まで
② 昭和25年8月13日から同年9月23日まで

私は、昭和23年3月1日から25年9月23日までの間、姉と一緒にA社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年3月1日から25年9月23日までの間、A社で姉と一緒に継続して勤務していた。」と主張しているところ、元従業員の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間について具体的な証言を得ることはできない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主の親族は、「A社は昭和50年ごろに売却され、当時の事業主も既に亡くなっており、資料も残っていないため、当時の状況は不明である。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和22年3月1日から25年8月1日までの間に被保険者資格を取得している元従業員39人のうち、連絡先の判明した4人に対して申立人の勤務実態について文書により照会した結果、二人から回答があり、そのうちの一人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人が申立期間①及び②に当該事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に

係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月 28 日から 56 年 4 月 1 日まで
② 昭和 56 年 4 月 1 日から 59 年 11 月 1 日まで

私の夫は、昭和 54 年 8 月から A 社に勤務していた 20 か月間、給料から厚生年金保険料を引かれていた記憶があるが、年金記録が無い(申立期間①)。

また、A 社を退職後に B 社に入社したが、入社当初の 3 年 7 か月間については、年金記録が欠落している(申立期間②)。

いずれの期間についても、勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B 社の代表取締役は、「申立人は、C 社を退職後、申立人の兄が経営していた A 社において、申立人の兄及びその義弟の 3 人で勤務していた。」と証言しており、申立人の供述内容と一致する上、オンライン記録によると、申立期間の直前まで、申立人が C 社において厚生年金保険に加入していたことが確認できることから、申立人が申立期間①ごろに、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、所在地を管轄する法務局に当該事業所の法人登記も確認できない。

また、申立人は、「A 社は、3 人で仕事をしていた。」と供述しており、申立期間①当時、A 社が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかった可能性が考えられる。

さらに、オンライン記録によると、申立人の兄及びその義弟は、申立期間①において国民年金に加入しており、申立人の兄については、昭和 54 年度の国民年金保険料は申請免除となっているものの、55 年度及び 56 年度は同保険料を納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人の兄は既に死亡しており、申立期間①当時の、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

2 申立期間②については、B社の法人登記によると、同社は昭和 57 年 8 月 * 日に設立されており、申立人は、設立当初から取締役であったことが確認できることから、申立人が申立期間②のうち同日から同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社は、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は、同社が適用事業所になる前の期間であることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得及び標準報酬決定通知書によると、申立人及び同社の代表取締役は同日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

なお、当該代表取締役は、「経営が軌道に乗ってきたので、昭和 59 年 11 月 1 日に厚生年金保険の加入手続をした。」と証言している。

また、B社が加入しているD健康保険組合によると、同社は、昭和 59 年 11 月 1 日に同健康保険組合に加入し、申立人は、同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社の厚生年金保険の新規適用日である昭和 59 年 11 月 1 日以前に同社に入社した元従業員は、「厚生年金保険に加入する以前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 20 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 1 月 20 日に、A社に勤務していた者の紹介で同社に入社し、同年 10 月 31 日に退職したが、この期間の年金記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社に申立人を紹介したとされる元同僚（故人）の同社に係る厚生年金保険の加入記録があることが確認できることから、申立人が、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録により、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者として記録が確認できる7人に申立人の勤務実態等について照会したところ、回答があった4人（当時の代表取締役を含む。）はいずれも申立人を記憶しておらず、申立人が同社に在籍していた期間が特定できない。

また、A社の当時の代表取締役は、「同社の従業員数は、多い時で40人から50人ぐらいであったが、社会保険の加入を希望する者もいれば、希望しない者もいた。」と証言している上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる被保険者数は32人（延べ37人）であることから、同社では当時、必ずしも従業員の全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 11 月 1 日から 27 年 2 月 1 日まで
② 昭和 28 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 26 年 3 月に A 中学校を卒業と同時に担任の先生のお世話により、私と同じクラスと同級生は、夜間高校へ通学させてもらえるという条件で、B 社（現在は、C 社）に入社した。同級生とは、夜間高校卒業も一緒だった。それ故に、同級生の B 社における資格取得日は同年 11 月 1 日であるにもかかわらず、私の資格取得日が 27 年 2 月 1 日であることに納得できない。また、私が同社を退職したのは、28 年 8 月 31 日であるにもかかわらず、資格喪失日が退職日と同日になっており、1 か月加入月が減少していることに納得できない。よく調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が申立期間後に勤務していた事業所によると、「昭和 37 年当時の履歴票及び人事記録カードにより、申立人が 26 年 4 月から 28 年 8 月まで D 店（B 社）に在職していた記載が確認できる。」としている。

しかしながら、C 社に申立人の厚生年金の加入状況等について照会したものの、「当時の資料は保管しておらず、当時のことについては不明である。」旨の回答があり、当該期間の勤務実態等について確認することができない上、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）から、申立期間に被保険者記録が確認できる 71 人のうち、所在が確認できた 13 人に当時の社会保険加入状況等について照会し、そのうち 7 人から回答があったものの、申立人の勤務実態、厚生年金の加入状況及び保険料控除について確認できる証言や証拠は得られない。

また、申立人は、「入社3か月（あるいは6か月）経過後、臨時社員から正社員にする旨の説明を受けた。」と供述している上、申立人と同様に中学校を卒業してすぐに入社したとする元従業員3人は、「勤務開始日と資格取得日に相違がある。」とそれぞれ証言していること等から、当該事業所は必ずしもすべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

さらに、B社に係る被保険者名簿によると、申立人と同様に中学校を卒業した年齢（15歳）時に資格取得している被保険者19人（申立人を含む。）の15歳に達した日から後の最初の4月1日から資格取得日までの期間に、それぞれ0か月から11か月の相違が確認でき、その理由について元同僚から聴取等を行ったものの、当該相違の理由についての統一性は見当たらない。

これらのことから判断すると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と申立人が一緒に入社したと主張する同級生の資格取得日が相違していることについて不自然であるとまでは言い難い。

加えて、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間に申立人の氏名は確認できず、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が申立期間後に勤務していた上記事業所によると、「昭和37年当時の履歴票及び人事記録カードにより、申立人が26年4月から28年8月までD店（B社）に在職していた記載が確認できる。」としているものの、同社退職の日付までは記載されておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できない。

また、当時の同僚から当該期間における申立人の厚生年金保険料の控除について具体的な証言は得られない上、B社に係る被保険者名簿によると、同社の新適日（昭和24年12月1日）から申立人の資格喪失日後の29年3月31日までに被保険者資格を取得している71人のうち、申立人と同様に資格喪失日が月末である被保険者は11人（申立人及び申立人と同一日に資格喪失している被保険者一人を含む。）確認できることから、申立人の資格喪失日が月末であることについて不自然であるとまでは言い難い。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年1月1日まで

私は、A社B事業所内にあった全寮制のC養成所で、昭和19年4月から同年10月ごろまで主にD業務の授業を受け勤務していた。その後、病気で体調を崩し実家に戻ったが、退職する意思を伝えたのは同年12月末であった。年金記録が欠落しているのに納得できない。当該養成所の同期生の氏名及び健康保険証を使用したことを記憶しているので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚から提供があったA社B事業所内のC養成所(以下「養成所」という。)の同期生記念写真、申立人の詳細な供述及び養成所の複数の同期生の証言から、申立人は昭和19年4月から同年10月ごろまでの期間について、養成所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年10月1日までの期間に施行されていた労働者年金保険法においては、男子の肉体労働者のみが被保険者とされ、厚生年金保険法によって一般職員が被保険者とされたのは19年10月1日からであるところ、i) 申立人は養成所にいる間、主に教室で授業を受けていたとしており、複数の元同期生もそれを裏付ける証言をしていること、ii) 同期生のうち、E県内で厚生年金保険被保険者番号が払い出された8人の厚生年金保険被保険者台帳索引票には、すべて法律改正により適用対象となったことを表す「○改」の記載が確認できること、iii) F地方第三者委員会及びG地方第三者委員会において、同社H養成所及び同社I養成所に係る勤務について、労働者年金保険法の対象となる肉体労働者としての勤務が認められない決定がされていること等の理由により、申立人は労働者年金保険法による被保険者ではなかったものと認められる。

また、申立人は、「昭和 19 年 10 月ごろには、体調を崩し養成所（J 県）から実家（E 県）に戻った。」と供述しているところ、同期生がそれを裏付ける証言をしており、厚生年金保険法が施行された同月以降は、養成所にはいなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人の供述及び養成所の同期生の証言から氏名が確認できた 29 人（申立人を除く。）のうち、26 人が A 社 K 事業所、同社 L 事業所、同社 M 事業所及び同社 N 事業所等の厚生年金保険の適用事業所において、昭和 19 年 10 月 1 日以降の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、それぞれの適用事業所及び申立人が採用されたとする同社 O 支社（同社 P 支店を含む。）並びに申立人が養成期間終了後、配属される予定であったとする同社 Q 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳索引票によると、申立人の資格取得日は 22 年 6 月 1 日であり、申立期間における被保険者記録は確認できない。

加えて、上記複数の適用事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、申立人の供述及び養成所の同期生の証言等から推認できる 34 人の同期生のうち、所在が確認できた 15 人に申立人の厚生年金保険の加入状況を照会し、13 人から回答があったものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠は得られない上、A 社史によると、26 年 5 月 * 日に同社は解散清算事務が開始され、同日に同社は全国 9 地域の R 業会社に分割され、S 社及び T 社等が設立されたことが確認できるところ、申立人が 22 年に A 社に再就職し、その後、継続勤務した S 社及び申立てに係る養成所の地域を引き継いだと考えられる T 社に申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について照会したものの、両社とも資料を保存していないため不明であるとしており、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月29日から50年1月23日まで
② 昭和50年1月29日から同年10月21日まで
③ 昭和50年11月1日から51年2月13日まで
④ 昭和51年2月21日から52年10月1日まで

申立期間①はA社、申立期間②及び④はB社、申立期間③はC社で勤務していた。A社及びB社の給料は13万円から15万円程度、C社の給料も、15万円程度あったはずである。厚生年金保険の標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和49年8月29日の標準報酬月額は9万2,000円であることが確認でき、この金額はオンライン記録と一致する上、同社の現在の事務担当者は、「届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い保険料額を給与から控除することはない。」と回答している。

また、昭和49年当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している男性の元従業員のうち5人に照会したところ、回答のあった4人のうち1人は「自身の標準報酬月額が正しい。」と回答し、残りの3人は、「自身の標準報酬月額が正しいかどうか不明。」と回答しており、いずれの者からも申立人の標準報酬月額に係る証言は得られない上、4人全員が給与明細書を保管しておらず、当時の報酬額及び保険料控除額について確認できない。

2 申立期間②及び④については、B社の元事業主は、「資料等は残っていない

いが、事務員と社会保険労務士とD健康保険組合との間で間違いなく処理していた。」と回答している。

また、B社が加入するD健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者資格記録における当該期間に係る申立人の標準報酬月額、厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、昭和49年から51年の間にB社において厚生年金保険資格を取得している男性の元従業員のうち6人に照会したところ、回答のあった5人のうち1人は、「自身の標準報酬月額は正しい。」と回答し、残りの4人は、「自身の標準報酬月額は正しいかどうか不明。」と回答しており、いずれの者からも申立人の標準報酬月額に係る証言は得られない上、5人全員が当該期間当時の給与明細書は保管しておらず、当時の報酬額及び保険料控除額について確認できない。

なお、当該元従業員のうちの一人が保管する昭和61年2月及び同年9月の給与明細書に記載されている保険料控除額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録と一致する。

- 3 申立期間③については、C社の元事業主の妻は、「届け出た標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い保険料額を給与から控除しない。事業を始めて間もない時期であり、昭和50年ごろに15万円の給料は考えられない。」と証言している。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和50年当時に同社において被保険者資格を取得している25人の男性被保険者の資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同じ9万8,000円であることが確認でき、申立人のみが他の従業員と異なり低額であるとは認められない。

さらに、当該25人のうち24人は、死亡又は連絡先不明のため照会することができず、唯一連絡先が判明した一人は、「自身の標準報酬月額は正しいかどうか不明。」と回答しており、申立人の標準報酬月額に係る証言も得られない上、当該元従業員も申立期間当時の給与明細書は保管しておらず、当時の報酬額及び保険料控除額について確認できない。

- 4 このほか、申立期間について、申立人に係る標準報酬月額の記録は、さかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は確認できない上、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚年年金 事案 2116 (事案 221 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 27 日から 35 年 7 月 23 日まで
: ② 昭和 35 年 7 月 25 日から同年 10 月 11 日まで
: ③ 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 23 日まで

私は、脱退手当金の請求手続きをしていないし、受給もしていない。納得できないので再度、申し立てる。オンライン記録によると、昭和 39 年 8 月 13 日に脱退手当金を支払ったとのことだが、当時、私は妊娠中でつわりがひどく、夫は 10 日前後、入院していたので受給していない。また、最初に勤務した A 社の記録だけを残して脱退することはありえない。脱退手当金裁定請求書等の請求時の書類と受領を示す書類を見せてもらわないと到底納得できない。再度、よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 11 月 5 日付けで通知が行われている。

しかしながら、今回、申立人は、新たに脱退手当金支給決定当時の申立人の健康状態及び申立人の夫の入院の状況を主張し、一部期間の請求欠落がある上、脱退手当金裁定請求書等の請求時の書類と受領を示す書類を見せてもらわないと到底納得できないとし、再度申し立てている。

ところで、年金記録第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつ

せんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総理大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、今回の申立人の主張では、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、脱退手当金の計算の基礎となっていない申立期間①の前の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間の厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間①、②及び③の事業所に係る同記号番号とは異なっており、それぞれの記号番号が統合されたのは平成20年2月14日であることから、申立期間①の前の被保険者期間が未請求期間となっている事務処理が直ちに不自然であるとまでは言えず、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載があること、支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月14日から43年3月1日まで

私は、昭和37年ごろから43年9月まで、A市のB事業所に勤務したが、申立期間の年金記録が欠落している。しかし、その間一度も辞めたことはないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、B事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時にB事業所において厚生年金保険の被保険者であった者のうち所在が確認できる9人に申立人の勤務実態について照会し、3人から回答があったところ、「申立人は申立期間ごろに2～3年間、出勤しないことがあった。」、「私は申立人の申立期間始期に入社したが、その時には申立人はいなかった。」、「当時、B事業所の従業員は5、6人で、そのほかに日雇いがたくさんいた。」とそれぞれ証言している上、B事業所の後継事業所であるC社は、「当時の人事記録及び給与関係書類を保存していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

また、申立人は、「B事業所で「D」及び「E」の二つの通称名を使った。」と供述しているが、当該事業所に係るオンライン記録で、これらの氏名のほか、類似の氏名も確認できず、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 28 日から 32 年 1 月 12 日まで

私は、平成 21 年 4 月ごろ、A 社会保険事務所（当時）で年金記録を確認した際、B 社（現在は、C 社）に勤務していた期間の厚生年金保険について脱退手当金の支給を受けた記録になっていることを知ったが、脱退手当金も退職金も受け取った記憶が無い。

同じ職場で同時期に勤務していた姉は、その期間の厚生年金を受け取っているのに、私だけ脱退手当金が支給されたとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、B 社退職後に脱退手当金の支給記録が確認できる 9 人に照会したところ、回答があった 8 人のうち 5 人が、「会社が脱退手当金の請求手続をしていた。」と回答している上、当該 5 人のうち 3 人が、「会社から脱退手当金を受け取った（二人は郵送、一人は直接）。」と回答しており、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 32 年 5 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、同時期に B 社で勤務していた姉に脱退手当金の支給記録が無いことを、申立ての根拠の一つとしているが、オンライン記録によると、申立人の姉の同社における厚生年金保険加入期間は 22 か月間であり、当該加入期間のみでは脱退手当金の受給資格（24 か月）を満たさなかったことが確認できる。なお、申立人のもう一人の姉（長姉）については、B 社での厚生年金保険被保険者資格喪失後に、脱退手当金を受給していることが確認できる。

加えて、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から60年3月まで
② 昭和60年4月から64年まで

株式会社であれば、厚生年金保険に加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の元取締役4人の証言から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元取締役のうちの二人は、「申立人は社員という立場ではなかったと思う。」と証言している上、このうち事務を担当していた一人は、「一人親方など、社員という扱いでない者は、厚生年金保険に加入させておらず、加入しない者の給与から厚生年金保険料を控除しない。」と証言している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②については、B社の元事業主及び元従業員二人の証言から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該元事業主は、「厚生年金保険に加入しない従業員もあり、加入しない場合は、給与から同保険料を控除しない。」と証言している上、別の元従業員の一人も、「厚生年金保険に加入するかどうか選択できた。」と証言している。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は無い上、健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかが

わせる不自然な点は見当たらない。

- 3 さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②を含む昭和37年4月1日から平成2年9月5日までの期間、国民年金に加入し、保険料を納付しており、申立期間①の一部及び申立期間②を含む昭和50年7月12日から平成17年11月20日までの期間、国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 5 月 31 日から同年 6 月 21 日まで
② 昭和 26 年 9 月 21 日から同年 12 月ごろまで

昭和 26 年ごろに働いていた A 社の年金記録について、同じ職場で働いていた同僚には 5 か月間の年金記録があるにもかかわらず、私は 3 か月間しか無い。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 26 年 5 月 31 日から A 社に勤務した。」と主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と一緒に就職したとする複数の元同僚の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 26 年 6 月 21 日及び同年 7 月 21 日であることが確認できる上、申立期間を含む同年 4 月から工場閉鎖の同年 12 月までの期間に同資格を取得している者は、ほとんどが毎月 21 日付けで資格取得していることが確認できる。

このことから判断すると、当該事業所は、申立期間①当時、一定期間内に採用した者の資格取得日を毎月 21 日として届け出を行っていたことがうかがえる。

2 申立期間②について、元同僚の証言により、申立人は A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社に係る資格喪失日が昭和 26 年 11 月 21 日と記録されている同僚は、「同社へは B 地の仲介人を通じて入社し、最初はその仲介人を通じて給料をもらっていたが、すぐに給与の遅配があり、それを機に、私と、12 月 19 日に資格喪失した者が、同社の直接雇用の社員になった。それ

以外の7人は辞めるまでその仲介人が関与していた。それが私たち2人と他の7人との相違だと思う。」と証言しており、当該事業所に係る被保険者名簿によると、B地の仲介人を通じて同事業所に勤務するようになった9人のうち、申立人を含む7人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は26年9月21日となっており、上記証言をしている同僚を含む残りの二人については同年11月21日と同年12月19日になっていることが確認できる。

また、当該事業所に係る被保険者名簿において、申立期間の前後に被保険者資格を取得している72人のうち、所在が確認できた7人について、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会を行い、そのうちの5人から回答を得たものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる証言や証拠は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。